

平成 18 年 5 月 11 日

「原子力発電所に関する情報について」に係るご説明について

東京電力株式会社  
福島第二原子力発電所  
広 報 部

平成 18 年 5 月 1 日、福島県原子力安全グループ宛に当所周辺防護区域への物品の持ち込みに関して情報提供があり、5 月 3 日に福島県より、その内容の連絡がありました。

5 月 10 日、福島県へ本件に関するご説明を行いましたのでお知らせいたします。

なお、ご説明内容につきましては、添付資料をご参照ください。

以 上

<添付資料>

- ・ 福島県に寄せられた当所周辺防護区域への物品の持ち込みに関する情報提供について

<参考：福島県からの情報提供の内容>

『 先日、東京電力から、今後、核物質防護区域の出入口で物の確認を厳しくするとの内容の連絡があった。

これは、裏を返せば今までは物の確認がなされないで核物質防護区域に持ち込んでいたということではないか。物の確認をしないでは、テロ対策上問題があると思う。

県民の安全・安心のため、次の調査をお願いしたい。

- 1 いままで確認しないで物を持ち込んだ事実があるかどうか。
- 2 未確認の場合は、法律違反にならないかどうか。
- 3 もし、今回未確認が事実であれば不適合として公表しないのはなぜか。 』

福島県に寄せられた当所周辺防護区域への物品の持ち込みに関する  
情報提供について

平成 18 年 5 月 1 日に、当所（福島第二原子力発電所）周辺防護区域への物品の持ち込みに関して、福島県へ情報提供がなされた件（平成 18 年 5 月 3 日福島県原子力安全グループ公表）については、以下のとおりです。

- 物の確認がなされず P P（周辺防護区域）へ物が持ち込まれていたのではないか、とのご指摘ですが、当所では従前より、P P（周辺防護区域）へ物を持ち込む場合、妨害破壊行為の用に供され得る物品のないことを確認\*しております。
- P P（周辺防護区域）の出入口で物の確認を厳しくすると連絡があったとされる点については、これまで当所で行ってきた確認行為そのものを変えるものではありませんが、より厳格な管理を実施するために、P P への一時立入車両に加え、今後、常時立入許可を得ている車両の積載物品についても、物品搬出入の申請書の提出を受け、同申請書と物品との照合を行うこととしたものです。

この取り扱いについては、平成 18 年 4 月 20 日開催の会議の中で、当社から口頭にて協力企業へ説明しておりますが、改めてその運用について周知を実施してまいります。

以 上

\*：「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（第 15 条の 3 第 2 項第 6 号）

イ 特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為又は特定核燃料物質が置かれている施設若しくは特定核燃料物質の防護のために必要な設備若しくは装置（以下「防護設備等」という。）に対する破壊行為の用に供され得る物品（持込みの必要性が認められるものを除く。）の持込み及び特定核燃料物質（持出しの必要性が認められるものを除く。）の持ち出しが行われないように点検を行うこと。